

一般不妊治療費補助申請は平成29年3月27日(月)までに

平成28年度分(平成28年3月から平成29年2月末までの診療分が対象)の一般不妊治療費補助制度の申請期限については、**平成29年3月27日(月)まで**となります。期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。期限が近づくにつれて窓口が混雑しますので、なるべくお早めに申請してください。

不妊治療費補助制度

市では、不妊症でお悩みのご夫婦を対象に不妊治療費の補助制度を実施しています。この制度は、不妊治療によるご夫婦の経済的負担を軽減するとともに、少子化対策の一貫として、不妊治療費の一部を補助するもので、不妊治療の内容によって、「一般不妊治療費」と「特定不妊治療費」の補助制度があります。
申請書は、保健センターで手続き方法を説明してお渡ししています。

詳しくは保健センターへお問い合わせください。

一般不妊治療費補助制度

年齢条件

当該補助金申請に係る治療開始日時点の妻の年齢が、43歳未満の場合に申請できます。上記を満たさない場合でも申請できる場合があります。

対象者の条件

- ・不妊症と診断された法律上の夫婦であること
- ・夫又は妻のいずれか一方、又は両方が一宮市に住所を有すること
- ・医療保険（国民健康保険・社会保険等）に加入していること
- ・夫と妻の前年の所得（1月から5月までに申請する場合は、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること

対象治療

産科・婦人科・産婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科で受けた**人工授精**

補助額

自己負担額（医療保険治療費を除く）の1／2（1年度当たり上限4万5千円）

※治療の補助開始月から2年間、補助を受けることができます。

申請期限

平成28年3月から平成29年2月までの診療分について、平成29年3月27日（月）まで

特定不妊治療費補助制度

対象者の条件

- ・愛知県の特定不妊治療費助成金の交付を受けたものであること
- ・夫又は妻のいずれか一方、又は両方が一宮市に住所を有すること

対象治療

指定医療機関で受けた**体外受精・顕微授精** ※男性不妊治療を除く。

補助額

自己負担額から愛知県特定不妊治療費助成金交付額を控除した額

※申請できる回数は通算2回

※申請ごとの上限額は、申請に係る治療開始日が、

①平成28年3月31日以前の場合 5万円

②平成28年4月 1日以降の場合 10万円

ただし、満額補助されない場合、次回に繰り越しきれません。

申請期限

愛知県の**特定不妊治療費助成事業承認決定通知書**の通知日から2か月以内

お問い合わせは

中保健センター☎72-1121

西保健センター☎63-4833

北保健センター☎86-1611